

一般廃棄物処分業許可証 **コピー厳禁**

住所 岐阜県可児市下恵土一丁目39番地

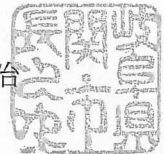
氏名 株式会社橋本

代表取締役 橋本和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを証明します。

令和5年2月10日

関市長 尾 関 健 治



記

- 1 事業の範囲
 - (1) 事業の区分
中間処理 (飼料化)
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
食品残さ (食品残さの容器包装を含む)
- 2 許可期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 許可条件
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守すること